

# 令和4年度 市民税・都民税 申告の手引き

調布市

感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

## 《郵送での提出》

- ・申告書に必要な事項を記入し、所得や控除を証明できる書類とあわせてご郵送ください。
- ・受付書を返送希望の方は、返信用封筒（宛先を記載・所要額の切手を貼付）を同封してください。
- ・添付書類は原則返却しないため、原本が必要な方はコピーを送付してください。  
なお、市ホームページで申告書の作成ができますので、ご利用ください。

日頃から市民税・都民税の申告にご協力をいただき、お礼申し上げます。

この申告書は、令和4年1月1日現在、調布市に住所のある方のうち、**前年度の申告書を提出された方等へ送付**しています。

なお、この申告書は、課税の資料となるほかに市民税・都民税の課税（非課税）証明書等の発行のための資料になりますので、下記の申告期限までに申告してください。

## 申告していただく方（収入のなかった方も申告は必要です。）

### 1 令和4年1月1日現在、調布市に居住する方（次のア～エの方を除きます）

- ア 税務署に令和3年分の所得税の確定申告書を提出される方
- イ 収入が給与のみで、勤務先から調布市に給与支払報告書が提出されている方
- ウ 収入が公的年金のみの方
  - ※ 源泉徴収票に含まれていない社会保険料控除、医療費控除等を受ける方は申告が必要です。
- エ 調布市に居住している方の扶養親族として、その方の源泉徴収票や申告書に記載されている方
  - ※ 被扶養者の非課税証明書の合計所得欄は空欄です。0円の表記が必要な方は、申告が必要です。

### 2 調布市に居住していない方で令和4年1月1日現在、調布市に事務所・事業所または家屋敷（自己の所有は問わず）がある方

- ※ 市内居住の配偶者が、その家屋敷について申告する場合、市外居住者本人の申告は不要です。

## 申告期間・申告受付場所

申告期間	申告受付場所
2月16日（水）～3月15日（火）（土・日・祝日を除く） 午前9時～午後4時	調布市役所 2階 市民ロビー
《休日受付》2月27日（日）午前9時～午後1時	調布市役所2階 市民ロビー

## 申告の際に必要なもの（収入、控除の書類は令和3年中のもの）

同封の申告書・個人番号カード（または通知カードと運転免許証などの身分証明書）のほか、次の表内で該当する項目をご確認ください。

	項目	必要なもの
収入	給与・公的年金等の収入	源泉徴収票、給与明細書など
	その他の収入	収入金額や必要経費が分かる帳簿や領収書など
控除	社会保険料控除	控除証明書または領収書など
	生命保険料控除・地震保険料控除	控除証明書
	医療費控除	明細書（医療を受けた人ごと、病院や薬局ごとに医療費の支払額を各自で集計したものを添付、または裏面に記入。領収書の添付（提示）では申告できません。
	セルフメディケーション税制（併用不可）	
	障害者控除	障害者手帳またはそれを証明できるもの
	配偶者控除・扶養控除	対象の親族が国外に居住の場合は、親族関係書類と送金関係書類
	寄附金税額控除	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証など
	その他控除	その控除に該当することを証明する書類

## 課税される収入が無かった方の記入欄

・課税される収入が無かった方は、申告書裏面「⑤収入のない期間があった方の記入欄」の該当する箇所に記入してください。

### ⑤収入のない期間があった方の記入欄

令和3年中の生活状況について、次の該当する番号に○印、□に✓をして必要な事項を記入してください。

1. 以下の方の扶養を受けていた。

配偶者	氏名	生年月日	明・大・昭・平
	調布市で同居	□同居	電話番号
住所など	住所	※市内に家屋敷がある配偶者に対しては、均等割（年税額5,000円）が課税されます。（地方税法第294条第1項第2号）	
	市外在住（国外含む）	<input type="checkbox"/> 調布市内で、令和4年1月1日現在居住している自居について <input type="checkbox"/> 配偶者の単独名義（賃貸・社宅含む） <input type="checkbox"/> その他（名義は） <input type="checkbox"/> 高層住宅（高層住宅）での市外へ転居。住居の賃貸状況について 非課税の方は左記の□に✓をつけてください。	
配偶者以外	氏名	生年月日	明・大・昭・平・令
	住所	電話番号	

2. その他（上記1以外の方は下記の該当する番号に○印をしてください。）

(1) 遺族年金 (2) 障害年金 (3) 生活保護 (4) 休業中 (5) 預貯金  
(6) その他（昨年の生活状況を記入してください。）

下記に該当する場合は、市外に住む配偶者に均等割（年税額5,000円）が課税されます。（地方税法第294条第1項第2号）

- （1）配偶者が市外に住んでいる
- （2）配偶者の単独名義で所有または賃貸等契約する家屋敷（アパート・マンション・社宅を含む）が調布市にあり、家族が居住している
- （3）配偶者が他市区町村において令和4年度個人住民税が課税されている（海外居住者含む）

## 事業税に関する事項

市民税・都民税の申告書を提出した方は、事業税の申告書が提出されたものとみなされます。事業税のある方で次の事項に該当する場合は、市民税・都民税の申告書裏面「@事業税に関する事項」欄に記入してください。

- ・非課税所得・旧非課税…………… 医師等の社会保険診療等から生ずる所得等の課税されない所得や新聞業、新聞送達業、出版業、教育映画製作業、教科書供給業等の旧非課税所得がある場合
- ・損益通算の特例適用前の…………… 不動産所得の赤字の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額についても損益通算の対象になりますので、損益通算の特例を適用しないで計算した場合の不動産所得の金額を記入してください。
- ・事業用資産の譲渡損失…………… 事業税で控除できる事業用資産の譲渡損失や被災事業用資産の損失がある場合
- ・前年中の開（廃）業…………… 前年中に新しく事業を開始または廃止した場合

## 個人番号（マイナンバー）の確認

・個人番号を記載した申告書を提出する場合は、次の書類をご用意ください。郵送で提出する場合は、写しをお送りください。

本人が申告書を作成する場合は、次の1、2いずれかの書類（本人が作成した申告書を家族が提出する場合は、写しをお持ちください）

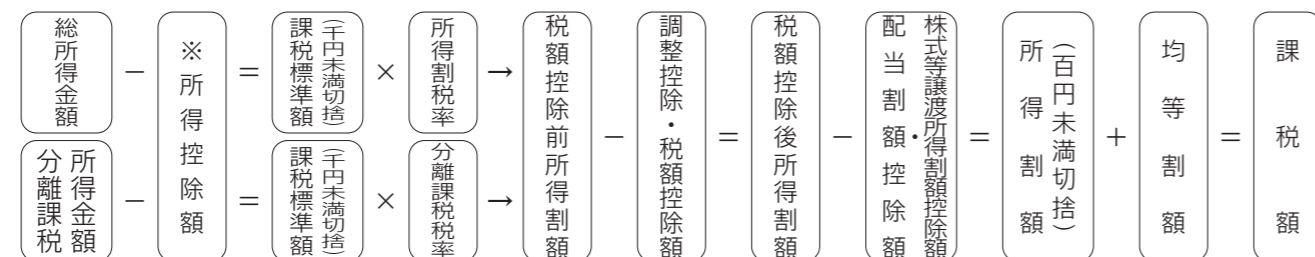
1	個人番号カード
2	通知カードと身分証明書※1

※1 身分証明書の例  
運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、健康保険証等

代理人が申告書を作成する場合は、次の1～3すべての書類

1	代理権確認（右のいずれか）	（任意代理人の場合）委任状 （法定代理人の場合）戸籍謄本
2	※2 身分証明書の例 運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等	代理人の身分証明書※2
3	本人の番号確認	本人の個人番号カードまたは通知カードの写し

## 市民税・都民税の計算方法



※ 所得控除額は、総所得金額から優先的に控除します。

## 市民税・都民税の所得割税率・均等割額

	所得割税率	均等割額
市民税	6%	3,500円
都民税	4%	1,500円

※ 分離課税の申告方法、税率などについては、市民税課までお問い合わせください。また、この手引きは一般的なことからについて説明しています。お分かりにならない点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

申告についてのお問い合わせ及び郵送先

## 調布市 市民税課 市民税係

〒182-8511 調布市小島町2-35-1 ☎042-481-7193～7197

# 申告書の書き方 (令和3年1月1日から令和3年12月31日までの内容)

## ㊦ 住所・氏名等

令和4年1月1日現在の住所、氏名などを記入してください。

- 「現住所」：1月1日の住所と同様であれば記入不要です。
- 「代理申告者」：代理の方が申告される場合のみ記入してください。

## ㊧ 所得金額

**営業** 卸売業、小売業、製造業、サービス業など事業の経営による所得のほか、作家、外交員、大工、俳優などの職業による所得

**農業** 農作物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などによる所得

- 収入：昨年中に収入が確定した金額（売掛金、現物収入などを含む）を記入してください。
- 経費：収入を得るために要した経費（商品の原価、公租公課（所得税、市民税・都民税などは除く）、雇人費、地代、修繕費など）を記入してください。
- 裏面の「⑦事業・不動産・雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に内訳もあわせて記入してください。

**不動産** 貸家、貸間、貸アパート、賃地などによる所得

- 収入：昨年中に収入が確定した金額（未収家賃などを含む）を記入してください。
- 経費：収入を得るために要した経費（修繕費、損害保険料など）を記入してください。
- 裏面の「⑦事業・不動産・雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に内訳もあわせて記入してください。

**利子** 公社債や預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託などの分配による所得（源泉分離課税分は除く）

**配当** 株式または出資の配当、剰余金の分配、基金利息や投資信託（公社債投資信託などを除く）などの収益の分配による所得

- 収入：総合課税分として申告する配当収入を記入してください。
- 経費：株式の購入、出資のために借り入れた借入金の利子を記入してください。
- 配当割額控除額：申告する配当から源泉徴収された住民税がある場合は、㊦の「配当割額控除額」に記入してください。

※ 分離課税で申告する場合は、申告用紙が別になりますので、お問い合わせください。

※ **上場株式等の配当所得等に係る課税方式の選択について**  
所得税で申告した上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、住民税で異なる課税方式を選択する場合は、納税通知書の送達前に、確定申告書二表（住民税に関する事項）、もしくは市へ所定の様式（市ホームページまたは市民税課窓口で配布）を届け出てください。

**給与** 俸給、給料、賃金、賞与などによる所得

- 収入：昨年中に収入が確定した金額で、源泉徴収前の金額を記入してください。
- 源泉徴収票または給与明細書が無い方は裏面の「④給与収入の内訳」を記入してください。

給与と所得の計算

収入金額(a)	所得金額	収入金額(a)	所得金額
551,000円未満	0円	1,628,000円以上	(a) × 60% + 100,000円
551,000円以上	(a) - 550,000円	1,800,000円未満	
1,619,000円未満		1,800,000円以上	(a) × 70% - 80,000円
1,619,000円以上	1,069,000円	3,600,000円未満	
1,620,000円未満		3,600,000円以上	(a) × 80% - 440,000円
1,620,000円以上	1,070,000円	6,600,000円未満	
1,622,000円未満		6,600,000円以上	(a) × 90% - 1,100,000円
1,622,000円以上	1,072,000円	8,500,000円未満	
1,624,000円未満		8,500,000円以上	(a) - 1,950,000円
1,624,000円以上	1,074,000円		

◎部分は、(a)を4,000円単位で端数処理した後の金額を代入。  
例) 1,816,200円 ÷ 4,000円 = 454.05 → 454 × 4,000円 = 1,816,000円 (a)

**雑（公的年金等）** 年金、恩給などの所得（遺族・障害・福祉年金は除く）

- 収入：昨年中に支給された金額で、源泉徴収前の金額を記入してください。

公的年金等の所得の計算

年齢区分	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
	公的年金等の収入金額の合計額(b)	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	3,300,000円未満	(b) - 1,100,000円	(b) - 1,000,000円	(b) - 900,000円
昭和32年	3,300,000円以上 4,100,000円未満	(b) × 75% - 275,000円	(b) × 75% - 175,000円	(b) × 75% - 75,000円
1月1日	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(b) × 85% - 685,000円	(b) × 85% - 585,000円	(b) × 85% - 485,000円
以前生	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(b) × 95% - 1,455,000円	(b) × 95% - 1,355,000円	(b) × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(b) - 1,955,000円	(b) - 1,855,000円	(b) - 1,755,000円
65歳未満	1,300,000円未満	(b) - 600,000円	(b) - 500,000円	(b) - 400,000円
昭和32年	1,300,000円以上 4,100,000円未満	(b) × 75% - 275,000円	(b) × 75% - 175,000円	(b) × 75% - 75,000円
1月2日	4,100,000円以上 7,700,000円未満	(b) × 85% - 685,000円	(b) × 85% - 585,000円	(b) × 85% - 485,000円
以後生	7,700,000円以上 10,000,000円未満	(b) × 95% - 1,455,000円	(b) × 95% - 1,355,000円	(b) × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円以上	(b) - 1,955,000円	(b) - 1,855,000円	(b) - 1,755,000円

※所得金額の小数点以下は切り捨て

**雑（業務）** 原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得

- 収入：昨年中に収入が確定した金額（未収金を含む）を記入してください。
- 経費：収入を得るために要した費用を記入してください。

**雑（その他）** 他の所得に該当しない生命保険個人年金などの所得

- 収入：昨年中に収入が確定した金額（未収金を含む）を記入してください。
- 経費：収入を得るために要した費用を記入してください。

**総合譲渡** 自動車や機械器具などの資産の譲渡による所得

※ 譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの：「短期」、5年を超えるもの：「長期」

- 一時賞金、懸賞当せん金、競馬の払戻金、生命保険金などの一時的な所得
- 裏面の「⑧総合譲渡・一時所得」に内訳を記入してください。
- 収入：昨年中に収入が確定した金額（未収金を含む）を記入してください。
- 経費：総合譲渡：譲渡した資産の取得費や譲渡に要した経費を記入してください。一時所得：収入を得るために要した経費を記入してください。
- 特別控除額：50万円（差引金額が50万円未満の場合はその金額）を記入してください。

調布市長宛 令和4年度 市民税・都民税申告書 (令和3年中の収入・控除)

受付印

宛名番号 氏名 住所 電話番号

申告番号 収入金額 必要経費 青色申告特別控除額 所得金額

① 所得金額 ※収入がなかった方は、裏面に記載してください。遺族年金や障害年金のみの方も裏面に記載してください。

事業所得 営業所得 農業所得 不動産所得 利子所得 雑所得

② 所得控除 医療費 雑損 社会保険料 小規模企業共済等掛金 地震保険 火災保険 雑所得

③ 所得金額調整控除に関する事項

④ 申告者本人情報

配偶者の氏名 生年月日 障害者である場合

個人番号

所得金額調整控除に関する事項

## ㊨ 所得控除

**雑損** あなたや生計を一にする親族が、災害・盗難などにより住宅・家財・現金などに損害を受けた場合の控除

- 控除額：（損失額－保険金等による補てん額）－（総所得金額等×10%）または（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い金額

**医療費** あなたや生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合の控除

- 控除額：（医療費の額－保険金等による補てん額）－（10万円または総所得金額等の5%のうちいずれか低い金額）（限度額200万円）

**セルフメディケーション税制** 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、あなたや生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等を購入した場合の控除

- 控除額：（特定一般用医薬品等購入費－保険金等による補てん額）－12,000円（限度額88,000円）
- ※ 両方の適用はできません。セルフメディケーション税制の場合は、赤枠内に○をしてください。

**社会保険料** あなたや生計を一にする親族の社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、厚生年金、雇用保険など）を支払った場合の控除

- 控除額：支払った額（※生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている社会保険料はあなたの控除の対象にはなりません。）

**小規模企業共済等掛金** 小規模企業共済制度に基づく掛金や地方公共団体の心身障害者扶養共済に基づく掛金などを支払った場合の控除

- 控除額：支払った額

**生命保険料** あなたや親族が受取人の一般生命、介護医療、個人年金の保険料を支払った場合の控除

- 控除額ではなく、支払額を該当欄にそのまま記入してください。

≪控除額≫

《平成23年12月31日までの契約締結分》		《平成24年1月1日以降の契約締結分》	
「旧生命」「旧個人年金」それぞれに適用		「新生命」「介護医療」「新個人年金」それぞれに適用	
保険料	控除額	保険料	控除額
15,000円以下	保険料	12,000円以下	保険料
15,000円超 40,000円以下	保険料 × 1/2 + 7,500円	40,000円以下	保険料 × 1/2 + 6,000円
40,000円超 70,000円以下	保険料 × 1/4 + 17,500円	70,000円以下	保険料 × 1/4 + 14,000円
70,000円超	35,000円	70,000円超	28,000円

※ 新生命保険料と旧生命保険料の両方を支払った場合、適用限度額は28,000円。旧生命保険料のみで控除額が28,000円を超える場合は、その額を適用（個人年金保険料も同様）。

※ 生命保険料控除の上限は、生命保険（新・旧）、介護医療保険、個人年金保険（新・旧）すべて合わせて70,000円。

**地震保険料** あなたや生計を一にする親族が所有する住宅・家財などに対して、地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合の控除

- 控除額ではなく、支払額を該当欄にそのまま記入してください。

≪控除額≫

地震保険分		旧長期損害保険分	
保険料	控除額	保険料	控除額
50,000円以下	保険料 × 1/2	5,000円以下	保険料
50,000円超	25,000円	5,000円超 15,000円以下	保険料 × 1/2 + 2,500円
		15,000円超	10,000円

※ 旧長期損害保険：平成18年12月31日までに契約した長期損害保険（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）

※ 地震保険と旧長期損害保険の両方がある場合、控除額の上限は25,000円。（同一契約の場合はどちらか一方を選択）

## ㊩ 所得控除（配偶者控除、扶養控除など）

**配偶者控除** 令和3年12月31日現在（年途中で死亡した人は、その死亡の日現在）で生計を一に配偶者特別控除 する配偶者や親族（事業専従者を除く）で合計所得金額48万円以下の場合の控除。配偶者扶養控除 者で48万円超133万円以下の場合には、配偶者特別控除が適用。

- 「同居」「別居」に○をつけ別居の際は、「※別世帯の方の住所」を記入してください。
- 別居先が国外の場合は、親族関係書類及び各人毎の送金関係書類を添付してください。
- 配偶者または扶養親族が障害者である場合は、手帳等の種類、等級を記入してください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、配偶者の「給与収入」「年金収入」「合計所得」欄もあわせて記入してください。

≪配偶者控除・配偶者特別控除の控除額≫

控除の区分	合計所得金額	納税義務者		
		90万円以下	90万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円
		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		38万円	26万円	13万円
		31万円	21万円	11万円
		26万円	18万円	9万円
		21万円	14万円	7万円
		16万円	11万円	6万円
		11万円	8万円	4万円
		6万円	4万円	2万円
		3万円	2万円	1万円
		3万円	適用無し	

※ 合計所得金額が1,000万円を超える方は配偶者控除の適用は無くとなり、同一生計配偶者となります。所得控除はありませんが、障害者控除の対象などには含まれます。

※ 合計所得金額が1,000万円を超える方は配偶者特別控除の適用はありません。

※ 老人配偶者控除は、70歳以上（～S27.1.1生）の配偶者を有する方が対象です。

《扶養控除の控除額》

控除の区分	控除額
一般扶養 年齢16歳～18歳（H15.1.2～H18.1.1生）・23歳～69歳の方（S27.1.2～H11.1.1生）	33万円
特定扶養 年齢19歳～22歳の方（H11.1.2～H15.1.1生）	45万円
老人扶養 年齢70歳以上の方（～S27.1.1生）	38万円
同居老親扶養 老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、どちらかと同居している方	45万円

※ 16歳未満の方は扶養控除の対象にはなりません。非課税限度額の算定に用いるため、ご記入ください。

## ㊪ 所得控除（障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除）

**障害者** あなたや扶養親族（配偶者、16歳未満の親族を含む）が障害者である場合の控除

- 本人が障害者である場合は、手帳等の種類、等級を記入してください。（扶養親族は㊩を参照）

≪控除額≫

控除の区分	控除額
特別障害者 身体障害者手帳1・2級、要の手帳1・2度、精神保健福祉手帳1級の方など	30万円
同居特別障害者 特別障害者のうち、あなたや配偶者もしくは生計を一にする親族と同居している方	53万円
普通障害者 特別障害者以外の障害者	26万円

**寡婦** ひとり親に該当しない方のうち、次の1か2のどちらかに該当する方（26万円控除）

- 夫と離婚した後婚姻していない方で、次の（1）～（3）の全てに該当する方
- 扶養者がいる
- 合計所得金額が500万円以下である

（3）事実上の夫がいない ※住民票の続柄に夫（未届）と記載のある方は適用されません。

**ひとり親** 次の（1）～（3）全てに該当する方（30万円控除）

- 夫と死亡した後婚姻していない方又は夫の生死が不明な方で、1の（2）と（3）に該当する方
- 合計所得金額が500万円以下である
- 事実上の配偶者がいない ※住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）と記載のある方は適用されません。

**勤労学生** 大学などの学生で、①自己の勤労に基づく給与所得等があり、②合計所得金額75万円以下で、③合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合の控除

- 前年12月31日時点の学校名、学年を記入してください。
- 控除額：26万円

**所得金額調整控除** 前年の給与収入が850万円超で以下に該当する場合の控除

該当する場合は、対象者のうち1名について記入してください。

- 23歳未満の扶養親族を有する。
- あなたが特別障害者である。
- 特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する。

控除額：総所得金額計算時に次の額を給与所得から控除（給与収入金額－850万円）×10%

※給与収入金額が1,000万円超の場合は、1,000万円として計算。

なお、給与所得と年金所得の双方を有する方の所得金額調整控除については、申告書への記載は不要です。

## ㊫ その他

**寄附金に関する事項**

寄附金の合計額が2,000円を超える場合には、該当する各項目に実際に寄附した金額を記入してください。

**配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額**

配当所得や株式譲渡所得を申告する方で、源泉徴収された住民税がある場合は記入してください。

**徴収希望**

給与所得者で給与・年金以外の所得にかかる住民税の納付方法について、希望する方法に○をしてください。